

退職手当の調整額を引き上げればすむことなのか!?

調整額の格差反対! 退職手当まで差別するな!
平等な、まともな賃金—退職手当制度を作らせよう!

12月4日、退職手当の調整額交渉を行った。11月13日の賃金交渉の結果、私たちの賃金は15年4月1日から、平均2.37%引き下げられる。それにもなう退職手当引き下げを補填するため、現在の調整額の額を引き上げると言うのが県教委の提案の趣旨だ。

国の通知があるから実施する?

国家公務員の「退職手当の調整額」は改正され、神奈川県も総務省通知の通り適正な対応をするとし、調整額の引き上げ額は、06年度に調整額が新設された時同様、「貢献度の確な反映」だと説明した。

私たちは、県財政が厳しいと言いつつ何故実施するのか、昇給差別・選別拡大を縮小することが先ではないか、調整額引き上げ額を臨任・非常勤職員に回せば賃金・勤務条件の改善はできるのではないかと、そもそも学校事務職員の「貢献度」とは何か、それは級ごとに格差がつけられるものなのか、6級退職者は5級退職者より「貢献度」が高いのか等厳しく追及した。

昇格差別・選別を拡大する退職手当の調整額の改正

「貢献度」をもとに退職手当の調整額に格差を設けてゆくというやり方は、学校事務職員にとつて昇格で受けた格差をさらに拡大してゆくものだ。

現在のやり方でも6級退職者と5級退職者では勤続年数が同じでも、調整額に差が設けられているため、退職手当の額は大きく違ってくる。今回の改正はその差をもっと大きくしてしまうものなのだ。

私たち学校事務職員は学校に一人か二人しかおらず、1級から6級まで経験や知識の相違こそあれ、職務内容や仕事量はほとんど同じである。「役割」や仕事に対する「責任」も同じである(ここに差があつてはならないだろう)。

だからこそ級に関わりなくコソコソとまじめに働いてきた学校事務職員一人一人が報われなくてはならないと考える。級に格差をつける退職手当の調整額及びその改正に反対しよう。

処分の評価根拠事実を示せ! —Sさん免職取消裁判

11月25日、第7回口頭弁論が行われた。SさんⅡ原告側は「準備書面(4)」を提出、被告横浜市側が今に至るまでSさん免職処分の「評価根拠事実」を立証していない、具体的に示せ、と迫った。これに対し被告代理人の弁護士は「数限りなくあると聞いている」ととぼけた回答。すかさず原告代理人が「ならばそれらをすべて証拠として出さなさい!」と追及、被告代理人は困惑の体。

今回から替わった裁判長は被告側に、証拠として認定できるだけのしっかりした立証をするよう促した。

今回も傍聴席は支援の人々で埋められた。報告集会では、

事務職員の欠員臨任の雇用の延長の改善は今後の課題とする 12月3日諸権利交渉より

私たちは非正規雇用職員の労働条件改善を取組んでいく。12月3日の県教委との交渉で、漸く右の回答を引き出した。「今後について!」

弁護士から今日の攻防について解説、今更ながら分限免職処分の具体的根拠事実を被告側が示していないこと、校長・副校長に事務職員を評価することができると、根本的なところで疑問がある、と。

支援に駆けつけた「支える会」、ユニオン東京、JAL不当解雇撤回裁判原告団、青葉郵便局雇止め撤回を求めて闘っている清水さんから発言を受ける。遠く岡山から参加してくれた全国一般の仲間、これから奨学金無償化を求めて文科省に抗議に行くのだという大学1年生からも激励の言葉をいただき、Sさんからは益々頑張つて闘っていくと決意表明があつた。

みなで突っ込みを!

政令市費化・共同実施・定数・非正規雇用……

諸課題めぐり今年も取り組みました

全学労連 中央行動

11月28日、がくろう神奈川も参加する全学労連（全国学校事務労働組合連絡会議）は恒例の中央行動を開催した。中央行動は政府省庁の毎年の予算編成時期にあわせて、学校事務職員労働条件改善と学校・行政の民主化を求め関係3省・団体・国会議員への要請行動を行うとともに、集会・デモでアピールするもの。今年も全国の仲間とともに取り組んだ。

国庫闘争に始まる

全学労連中央行動

遡ること80年代半ば、学校事務職員・栄養職員給与費を義務教育費国庫負担の対象から外す「国庫負担外し」の動きがあった。全学労連はこれを阻止するべく闘いを展開、毎年予算編成時期に焦点を当てて中央行動を組んだ。

政令市費化問題を

最重要課題に据える

今年は突然の衆議院解散により、議員要請が困難になる中での中央行動となったが、その分知事会や市長会、議長会といった地方団体への取り組みを強化した。

要請項目

1. 教育に地域間格差をもたらす、教職員給与費の政令指定都市への移管決定を撤回すること。同様の理由から、給与費・人事権等の市町村へのさらなる「権限移譲」を行わないこと。
2. 学校事務職員を学校から引き剥がし、人員削減や廃職につながる「学校事務の共同実施」の施策をとりやめること。また、「共同実施」を目的とした定数加配を廃止すること。
3. 非正規雇用学校職員の労働条件を改善すること。
4. 義務標準法に定める学校事務職員定数を遵守させ、欠員を生じさせないこと。また、学級数等客観的基準に基づき、複数配置基準を改善し定数増をはかること。
5. 義務教育費国庫負担制度を堅持・改善すること。
6. 義務教育の完全な無償化を図ること。
7. 収束しない原発事故から、子どもたちをはじめ被災者を守り支援するための対策・施策をとること。また、福島原発事故の責任もとらないまま進められようとしている、原発の再稼働に反対すること。

依然不透明な

政令市費化の財政措置

総務省への要請では政令市費化に伴う政令市への財政措置について質した。これについて必要と認識しているとしつつ、時期は未定であり詳細はまず所管の文科省から話が来たら、と回答。昨年11月の道府県・政令市合意に際して協議の場を設定するなどしてお膳立てしたのは総務省であつたし、方法も交付税措置が想定されている以上当事者に他ならないの

だが……。先行きの不透明さに不安を感じた。

非正規雇用職員の任用に関する総務省7・4通知については、業務内容に応じて適切に任用すべきであり、永年で業務があるなら常勤に、というのがスタンスであるとの説明があつた。

文科省では、東京で進められている共同実施と学校事務の非正規雇用化、標準定数崩しを基に問題を指摘。実情をよく聞いてみたい、と回答があつた。財務省では非正規雇用職員の労働条件改善のための施策について、主に訴えた。

銀座へ日比谷を

元気にデモ行進

要請行動の後、参議院議員会館で全学労連（全国学校労働者組合連絡会）と共催の総決起集会。厳しい社会・政治情勢の中にあつて、労働組合の重要性がますます高まっていることが確認された。神奈川からは政令市費問題と横浜新入学校事務職員解雇問題について報告を行った。

終了後は元気にデモ行進。銀座から霞ヶ関を通り日比谷まで。途中、東京電力や経産省前では原発問題を、文科省前では労働問題・教育問題を中心にコール。1日行動を締めくくった。

